

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第37号

答申番号：令和3年度答申第33号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、処分庁が、生活保護法（以下「法」という。）第63条の規定により保護費の返還処分（以下「本件返還処分」という。）を行うとともに、当該返還額を法第77条の2第1項の規定により徴収金（以下「本件徴収金」という。）とする処分を行ったが、本件返還処分自体が間違っていること等から、原処分（生活保護徴収金に係る督促処分）が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

本件徴収金は、その納期限までに納付されなかったことから原処分を行ったものであり、原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に基づき行われたものと認められることから、違法又は不当な点は認められない。

2 また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年2月1日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月7日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。また、急迫の場

合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、同条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができることとされ（法第77条の2第1項）、当該徴収金は、法に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができることとされている（同条第2項）。

請求人の居住する市の規則では、歳入金の納期限は、法令又は契約に歳入金の納期が定まっているものを除き、納入を通知した日の翌日から起算して20日以内としなければならないとされている。さらに、督促については、法第77条の2第2項の規定によりその例によることとされた国税徴収において、納税者が国税を納期限までに完納しないときは、繰上請求の国税である場合等を除き、その納税者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならないとされ（国税通則法第37条第1項）、当該督促状は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、納期限から50日以内に発するものとされている（同条第2項）。

そこで本件についてみると、本件徴収金の納期限が令和3年1月26日であったところ、請求人は当該納期限までに本件徴収金を納付しなかったことが認められる。これにより、処分庁は、法第77条の2第2項の規定に基づき、国税徴収の例により原処分を行っているのであるから、原処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

なお、請求人は、本件返還処分が違法又は不当であることを理由として、原処分も違法又は不当となる旨を主張するが、本件返還処分が取り消されておらず、なお有効に存続している限り、これを前提とした原処分に違法又は不当な点は認められないと解するのが相当である。よって、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子